

## 主 な 意 見 の 整 理

今後の医療政策におけるNCの役割等（論点）

有識者委員等の主な意見（概要） ○5/28意見 ●6/11意見

1. 今後の医療政策におけるNCの役割

(1) 視点

○ 国立高度専門医療センター（ナショナルセンター（NC）。以下「NC」と記載）は平成22年度に独立行政法人化されるが、NCの今後の役割を検討するに当たっては、医療政策におけるNCの位置付けや官民役割を踏まえNCの強み・弱みとその特性を整理し、産学等との連携強化を含め、患者の視点に立った総合的な観点から検討を深める必要があるのではないか。

○ 我が国の政策医療は、世界に例を見ない少子高齢化が進行するという大きなうねりの中で、国民本位の総合的かつ戦略的な展開が求められている。こうした中で、国の責務が果たせるよう、NCは我が国の保健医療の水準の向上につながる政策医療の牽引車となる必要があるのではないか。

※「政策医療」は本論点において、国民の健康に著しく影響を与えるもので、その時代において国として政策的に取り組むべき医療をいう

○ 国際レベルの研究競争に互して、成果を継続して生み出せる仕組みが必要ではないか。

(2) 基本的方向性

NCに対する要請等を踏まえれば、以下の立場に立ち、その役割を果たしていくことが必要ではないか。

政策医療の牽引車

○ 臨床研究の推進

・臨床研究の推進のための「統括・調整者」へ  
・基礎研究の成果を臨床の実用化へつなげられるよう臨床研究(治験を含む)の強化

※NCの施設全体として、より臨床研究志向を高めていく必要はないか

○ 医療の均てん化等の推進

・医療の均てん化のための「医療の実践者」から都道府県中核拠点病院等に対する「調整・支援・指導者」へ

○大島総長 ・NCは国の負っている課題を解決するための組織である。

○辻本委員 ・牽引車が権威者に聞こえてしょうがない。医師のカリスマ性は否定しないが、患者に対して情報の共有、インフォームドコンセント、コミュニケーションがモデル的な展開としてNCで行われることを期待する。

○高久座長 ・医療の均てん化のために調整・支援・指導者という役割は重要。しかし、現在NCに患者が集中するという状況の中で、実践者の割合がうまく調整できるか心配。

○本田委員 ・がんセンターが「実践者」である必要は無く、拠点病院等の診療レベルの高いところを伸ばすべき。  
・NCの役割をはっきりさせるのは良いこと。「調整・支援・指導者」という役割分担は必要。

(3) 今後NCが求められる主要な役割

基本的方向性を果たすべき機能として、研究（調査を含む）、医療の均てん化、人材育成、情報発信の他、国に対する政策提言等が求められるのではないか。

○ 具体的な方向性

① 研究の推進に関しては、各NCだけで完結する仕組みでない形として、非公務員型独立行政法人化する利点も活かし、民間等外部資金の導入や人材の交流、産業界、学会等との連携を強化し、高度先駆的医療の研究開発

○和地委員 ・医療機器の立場では、治験や人材の育成などNCの新しい役割に入る余地はあるが、6センター共通で考えると難しい。

○青木委員 ・きちんとした医療の実践の上に立ってしかエビデンスベースの研究

につなげる新たな仕組みを作るべきではないか。

具体的には、NCが有する研究機能と豊富な症例蓄積の実績を活かし、特に、医薬品、医療機器の分野等において、ベンチャー等の産業界、大学等の研究機関、国立病院機構等の大規模治験拠点との連携を深めて「医療クラスター」を形成し、先駆的な医療の開発・実用化につなげられるようにしてはどうか。

- ② 医療の均てん化に関しては、各医療政策における都道府県の中核的医療機関との連携を図り、先駆的医療や標準的医療の普及を図る。とりわけ、社会の高齢化を踏まえ、高齢者の在宅医療システムの構築とその均てん化は重要な課題であり、NCがこれの主導的な役割を担うべきではないか。
- ③ 人材育成に関しては、政策医療の牽引車となるべく医療・研究の専門家の育成を行うとともに、医療の均てん化を推進するため地域医療の指導的役割を担う人材の育成を担うようにすべきではないか。  
また、我が国の政策医療に関して国内外の有為な人材のネットワークの拠点となる必要があるのではないか。
- ④ 情報発信に関しては、診断・治療法等の国民向け・医療機関向けの広報を行うとともに、EBM情報等、国内外の知見の収集・評価とその公表を担うべきではないか。
- ⑤ 政策提言に関しては、NCが国の医療政策と一体となって推進していくことが求められることから、NCから国に対して政策提言ができる仕組みを整備すべきではないか。
- ⑥ なお、病院機能に関しては、主たる役割が医療提供の「実践者」から「調整・支援・指導者」に重点を移すことから、求められる臨床研究、医療の均てん化及び人材育成に必要な一定規模の病床及び機能を有して、EBMに基づき良質かつ安全な医療提供の確保が必要ではないか。

○笹月総長

●和地委員

●加藤総長

●辻本委員

●北村総長

○廣橋総長

○金澤委員

○高久座長

○北村総長

はできない、ただ、日常診療の上に新たに研究を積み上げるのは厳しい。まず人と金の投資を十分に準備することが大事で、それがなければクラスターの議論も無意味になってしまう。

- ・外部資金を使って雇用した職員については定員の削減対象からはずす仕組みが必要。外部資金獲得を努力するインセンティブもなくなってしまう。
- ・未承認機器の提供や医療機器の優先審査等の特例措置が、医療クラスターで容認されれば、医療機器のインフラ整備を加速できる。
- ・独法化においてはヒトとカネの話はタブーのようであるが、民間では、事業の展開にヒトとカネの投資は不可欠である。
- ・独法化後は民間資金の活用が可能であり、医療クラスターを形成しやすいという考えもあるが、逆に全部を民間資金に期待されるとクラスターの形成がなかなか進まない。
- ・医療クラスターの形成において、小児の分野では対象患者が少なく民間資金を活用できない可能性もあるため、財政措置が必要。
- ・患者の立場としては、最新、最良の医療を望むのは当然であるが、企業との連携によりモルモットにされるのではないかとの不安を拭いきることができない。医療クラスターの形成には、透明性と倫理性について国民に今まで以上に周知される仕組みを考慮して戴きたい。
- ・医療クラスターの形成において、研究費等の公的資金の獲得や、民間からの寄付金の受領も必要であるが、臨床研究の多くの領域をカバーしているNC特会の委託研究事業が継続することも重要。

・研究開発、標準的医療の開発のためにも最高の医療を行っていることが基盤。医療が良いものでなければ人材育成や情報発信も進まない。一定の規模という表現はよく考えなければいけない。

・病床規模を無造作に縮小すると、モデル医療の開発や臨床医の確保が難しくなる。

・医療の実践と調整機能の両方を担うべきではないか。

・収入源である病院機能をしっかり持っていなければ、予算、定員の削減を行いながら人材育成や情報発信を推進するのは難しい。頑張

⑦ また、国際医療協力については、国際医療センターが中核的役割を担うことになるが、各NCでも担当する領域の特性に応じて対応することではないか。

#### (4) NCが具体的に担う主な分野

NCの活動分野、役割を果たす分野は、時代の要請に応じて見直す必要はあるものの、医療の均てん化は、それに伴う人材育成や情報発信と併せて、NCが率先して果たすべき役割を担うべきではないか。

また、研究に関しては、大学や企業との競合、連携を考慮すれば、以下の分野を中心に集中的にNCが直接主体となって成果を出していくことが必要ではないか。

- ・ 疾病のメカニズムの解明
- ・ 予防手法の開発
- ・ 高度先駆的な診断、治療技術の開発
- ・ 医薬品及び医療機器の開発、とりわけ希少性疾患又は市場規模の小さい疾患分野、高い開発リスクを有する新規市場分野は中心に対応
- ・ 医療の均てん化手法の開発
- ・ 臨床研究の統括・調整
- ・ 患者への医療に対する理解を支援する手法の開発

○ 本田委員

れば頑張る程交付金が減る仕組みであれば独法化のメリットはない。  
 ・ 最高の医療の提供といっても医療技術の視点か、患者個人個人の視点かによって最高の医療の受け止め方が異なってくる。均てん化を目的として、標準的な医療を開発するための最高の医療をNCが行っているということを国民に周知すべき。その上で医療提供の実践者を残すことは必要。何をもって最高かが不明。

○ 加藤総長

・ 病院を選択する患者へ発信する情報内容は重要。

○ 笹月総長

・ 病院の役割として、大学では学生の教育の場、NCは新たな先駆的治療法開発のための場である。

● 矢崎委員

・ 大学病院は、独法化後の位置付けが不明確であったため、臨床研究等の活力が低下している。NCは、将来あるべき姿を明確化した上で、病床規模を含めた病院機能を考えるべき。

・ 単なる診療報酬の世界から抜け出るようなことをあるべき姿として出さないと、別立ての補助金などは期待ができず、運営の方針を明確にして、システムとして実現可能かどうかを議論しなければ、NCが今まで培ってきた成果が大学病院のように薄れてしまう。

・ 医政局長の研究所附属病院としての考えは望ましいと思うが、病床規模については、縮小ありきではなく適切な病床規模を検討すべき。  
 ・ がんセンターにおける将来あるべき姿の検討が、NC独法化の象徴的な形となるのではないか。

● 廣橋総長

・ 病院において臨床研究を推進することには賛成するが、研究以外の分野として均てん化のための情報発信や人材育成があり、研究以外に高度な医療の提供が行われていることも重要であって、一定規模の病院がやはり必要。

● 樋口総長

・ NCは、NCにしかできない、又は、NCが行うべき医療に特化すべきであり、研究のために必要な範囲に病床規模を限定すべき。

● 笹月総長

・ NCの病院の目的は、高度先駆的医療の開発とモデル医療の開発を行うことであることを明確にし、患者さんとの合意を得ることが重要。

● 本田委員

・ NCの機能の明確化とその旨の患者への説明及び社会への周知が大切。

● 辻本委員

・ NCの機能の明確化は、患者の役割に対する意識改革にも寄与する。

今後の医療政策におけるNCの役割等（論点）

有識者委員等の主な意見（概要） ○5/28意見 ●6/11意見

2. 成果を継続的に生み出せる研究のあり方と人材育成の構築

(1) 視点

- NCとして、成果を国際レベルの研究競争に互して継続的に生み出していくためには、NCの強みやNCとして担う必要のある分野を整理した上で、研究及び人材育成のあり方を構築していくべきではないか。
- その際、人材育成の構築と合わせ、成果を継続して生み出せる組織についても検討していくべきではないか。

(2) 目標

①研究

- ・産学等との連携を図った研究開発を進める仕組みとして、医療クラスターを形成し、その中でNCは、特定分野の患者集積性が高く、また、専門家集団としての強みを生かして、研究開発の「主導的役割」を担うようにすべきではないか。
- ・また、基礎研究成果を治験等につなげるトランスレーショナルリサーチ（以下「TR」と記載）や治験を推進し、新規の医療技術や医薬品等の実用化につなげる「調整的な役割」を果たすべきではないか。

②人材育成

- ・政策医療の牽引車、国内外の人材ネットワークの拠点となるよう、指導的な研究者や臨床家を指導する者（いわゆる指導者の中の指導者）の育成をすべきではないか。
- ・医療の均てん化に必要な地域医療の指導的役割を担う人材の育成をすべきではないか。

○廣橋総長 ・人材育成や均てん化は病院収入や民間資金以外で措置すべき。

(3) 主な具体策

上記の視点や目標を踏まえ、主な具体策として以下の事項が考えられるのではないか。

①研究

- ・臨床研究の統括・調整機能の構築
- ・医療クラスターに必要な体制の整備と多施設共同臨床研究の活用
  - ※特色ある医療クラスターが形成されるように、各NCにおいて機能付与するに当たっては、その強みを生かし、クラスター間で差別化を図り整備する必要はないか
  - ※また、企業との連携を考えると、NCが重点的に対応する必要のある分野はどこか
  - ※医療クラスターを形成するにあたって、医薬品、医療機器それぞれにおいてどのような点に留意していく必要があるか
- ・治験中核病院の整備

○高久座長  
○金澤委員  
○青木委員

- ・交付金、定員が毎年減らされる仕組みは考え直すべき。
- ・NCの担う役割が増えており、国として誇れる医療を行うために、以下の3つについて例外扱いを要求すべき。
  - ①運営費交付金の効率化減。
  - ②定員の削減。
  - ③病院経営。特に借入金の償還。
- ・クラスターが自然発生的なものか、国主導で整備するのかによるが、自然発生的なものである場合、NCの力量により、クラスターが形

- ・診療ガイドラインやクリティカルパス等による標準的医療やモデル医療など、医療の均てん化手法の開発の推進
- ・病院内及び地域コホートによる発症率の把握、疾病情報、症状発現率などの比較検討を行うエビデンス構築のためのデータバンク等、研究基盤の整備
- ・優秀な人材を確保しつつ、人材の流動性を有した組織の構築や、優秀な外国人幹部の登用など、人材のグローバル化にも対応
- ・NCの職員によるベンチャー等私企業への経営参加や、NCによるベンチャー等立ち上げの支援のあり方について検討
- ・連携大学院制度の活用や海外の研究機関等との共同研究等、外部機関との交流の推進
- ・NCにおいて研究開発が継続的・安定的に行われるよう、運営費交付金の確保、民間等外部資金の導入、知的財産管理等について仕組みの整備

## ②人材育成

- ・研究、TR、臨床の各領域において、指導者の中の指導者等を輩出できるキャリアパスの構築
- ・特にTRや治験に必要となる、研究及び臨床領域に精通した人材育成システムの構築
- ・モデル研修・講習を開発し、有効な研修等については中核拠点病院を通じ普及
- ・医療の均てん化に必要となる専門家の育成

※人材育成の養成規模については、大学等他の関係機関の養成状況等に留意して決定すべきではないのか

○大島総長

○青木委員

○青木委員

○笹月総長

○高久座長

○青木委員

○矢崎委員

○和地委員

○金澤委員

成できない所もあるのではないかと。

- ・医薬品の開発等に関しては、企業は抜け駆けが原則で、パブリックな場で情報の共有等を行うなら企業は魅力を感じない。同じレベルで同じことをやるということに民間資金を導入してと言われてもできないことを承知しておいた方がよい。
- ・医療クラスターの形成は個別に考えなくても、NCの専門領域の中で、どこにどういう技術、研究があるかということ、企業へ発信することも非常に大事な役割。
- ・リサーチリソース（研究資源・研究材料）を担当する部門を作って、予算的な資源を用意する必要がある。
- ・標的分子から化合物結合解析までは各企業とも研究開発の一番中核でありパブリックに共有したくない。
- ・個々に研究者と研究協力している状況であり、そこをプラットフォームにすると企業の競争力がなくなる。
- ・NCは実用性の高い医薬品を発見するためのプラットフォームの形成の役割を担うべき。
- ・NCに臨床がわかっている優秀な研究者がいれば企業の方から協力を申し込んでくる。
- ・稀少性疾患に対しては医師主導にならざるを得ない。
- ・稀少性疾患については、本当に数十人しか対象がいらないようなものでない限り企業は興味を持つ。
- ・医療クラスターにしろ、人材育成にしろ、今までのNCの財産を活かして発展するように頑張っていないと、地位が低下してしまう。

- ・人材育成で大事なのは現場を知ること。今までは色々な規制があったが、独法化を機に民間とNCとの交流を実践プログラムに入れていくことが必要。
- ・NCで指導を受けたら何がしかのインセンティブが持てるようにしていただきたい。次のステップに行くときのプラスになるようなもの。

今後の医療政策におけるNCの役割等（論点）	有識者委員等の主な意見（概要） ○5/28意見 ●6/11意見
<p>3. 地域医療との連携など医療の均てん化と情報発信のあり方</p> <p>(1) 視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民が適切かつ良質な医療が受けられるよう、高度先駆的医療や標準的医療等について、医療の均てん化を進めるべきではないか。</li> <li>○ 国民が適切な医療の選択が可能となるよう、また、医療従事者においても適切な医療が提供できるよう、情報発信を担うべきではないか。</li> </ul> <p>(2) 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療の均てん化を進めるため、厚生労働省において、NCと都道府県の中核的な医療機関等とのネットワークを構築すべき医療分野を明確にした上で医療の均てん化のための情報伝達、人材育成、均てん化の進捗状況の確認等にNCが中心的な役割を担えるようにすべきではないか。</li> <li>○ こうしたネットワークを活用しつつ、情報発信機能を整備すべきではないか。 ※ネットワークはどの分野を優先的に構築していくのか</li> </ul> <p>(3) 主な具体策</p> <p>上記の視点や目標を踏まえ、主な具体策として以下の事項が考えられるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県の中核的な医療機関等を通じて先駆的医療や標準的医療等の普及</li> <li>○ 医療の均てん化の評価手法を開発し、必要な情報の収集・分析を行い、その評価を実施</li> <li>○ 必要があれば、中核的な医療機関等に対する技術的助言や指導の実施</li> <li>○ こうした医療の均てん化を推進していくためのNC内の体制整備</li> <li>○ 都道府県の中核的な医療機関に対して国内外での最新知見（研究成果等）を収集・評価し、最良の情報提供を進めるとともに、国民に対しても、インターネット等による特定疾病についての幅広い情報発信の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●樋口総長 ・全国の都道府県を相手にするためには、NC単独の仕組みでは無理があるため、ネットワークの構築には厚生労働省の関与が必要</li> <li>●加藤総長 ・医療機関の間のネットワークを活用すれば、NC単独の仕組みでも可能ではないか。</li> <li>●廣橋総長 ・がん情報対策センターにおいては、健康局のがん対策推進室との連携を図り、均てん化のために別途予算措置を受けるなど、国と一体となって均てん化を推進しており、医療の均てん化は、国と一体化した施策としての位置付けが重要。</li> <li>●北村総長 ・政策医療分野の整備には、NCだけではなく、機構病院も含めて考えるべき。また、均てん化や人材育成等においては、交付金の削減をやめるべき。</li> <li>●矢崎委員 ・国立病院機構は研究所を持っていないので、臨床研究の協力等是可以するが、やはりNCが先頭に立って推進すべき。また、交付金については、削減しないことを要求するより、削減されない仕組み作りが必要。</li> <li>●金澤委員 ・政策医療のネットワーク構築は、国立病院機構以外にも私立大学等も含めて考えるべき。</li> <li>●和地委員 ・優秀な研究者はほとんどアメリカに行っている。NCはアジアにおけるトレーニングセンターとしての役割を果たすべき。</li> </ul>

4. 独立行政法人化したNCに対する国の関与等のあり方

(1) 視点

独立行政法人制度においては、法人の自立性・自主性を重視する観点から大臣の当該法人に対する指示監督は原則的に排し、大臣の法人への関与は必要最小限のものとして個別に法令に規定されることとなっている。

独立行政法人化された後のNCは、基本的には、大臣に認可を受けた中期計画に沿いつつ自主的な運営を行うものであるが、中期計画に規定される通常業務より優先しても対応すべき必要がある場合の大臣要求の対象とすべき内容を検討し、もって、NCに対する国民の期待に応えることとすべきではないか。

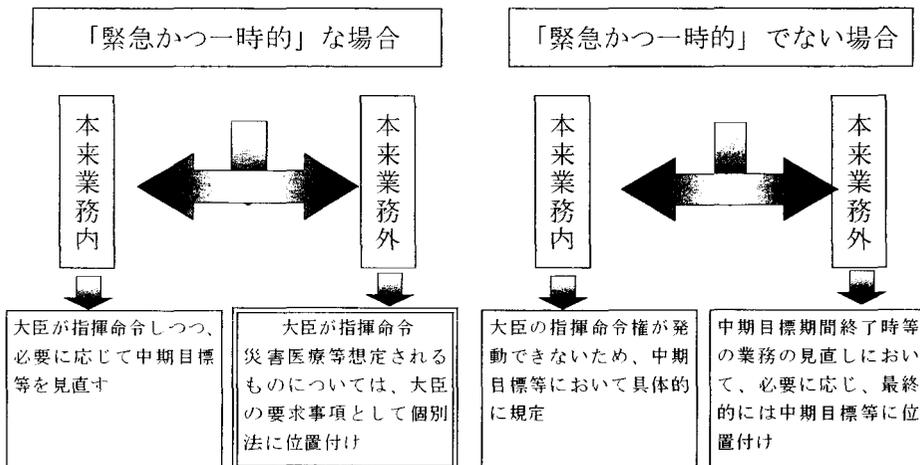
(2) 目標

厚生労働大臣からNCに対して業務実施要求を行えることとすべき緊急の事態を検討し、法律上規定を整備する対象を明確にすべきではないか。

(3) 主な具体策

例えば、災害が発生した場合や公衆衛生上の重大な危害が生じた場合等について、厚生労働大臣からNCに対して業務の実施を要求することができるようにすべきではないか。

- 金澤委員 ・「緊急かつ一時的な場合」という表現で全てのケースがカバーされるのか。「緊急かつ一時的」と「3～5年の中期目標」の間に位置付けられるものはないのか。
- 青木委員 ・大臣から政策的な業務の実施を要求された場合の予算措置については、事前の取り決めが必要。
- 北村総長 ・震災等の災害時における対応は当然必要であり、大臣からの要求に対する対応はNCの役割として明記すべき。
- 矢崎委員 ・中越地震の際の医師の派遣等、独法独自の判断で行った業務について、地財特措法により、地方公共団体から資金を受領できなかったが、地方から独法への資金提供を可能にすべき。
- 北村総長 ・地方公共団体からの資金提供が受けられないことは問題。
- 加藤総長 ・大臣からの要求に、国立病院機構とは異なるNCだからこそという要求を位置付けられないか。



今後の医療政策におけるNCの役割等（論点）

有識者委員等の主な意見（概要） ○5/28意見 ●6/11意見

5. 医療政策に対するNCの提言機能のあり方

(1) 視点

各NCが担当する対象疾患は、国民の健康に重大な影響を有する疾患であり、NCがその機能を一層効率的に発揮できるよう、国の医療政策と一体となって推進していくことが求められる。そのための一方策として、NCから国に対して、政策提言ができる仕組みを整備すべきではないか。

(2) 目標

NCが、研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題等について、国に政策の提言を行うなど、保健医療の向上につながる仕組みを構築することが必要ではないか。

(3) 主な具体策

NCの医療政策に対する提言機能が確実に実施されるよう、NCの提言機能を法令上位置付けるとともに、NCの医療政策における位置付けを踏まえ各NCの代表を主たる構成員として提言ができる審議会（部会）を検討してはどうか。

6. 課題達成に相応しいNCのあり方等

- 各NCが上記の研究、医療の均てん化等について「政策医療の牽引車」としての役割を十分に果たせるように、既存の体制を見直しつつ、各NCが担当疾病分野において的確に機能が発揮できる組織と効率的な運営管理体制を構築する必要があるのではないか。
- 各NCの活動成果に関して的確に評価できるよう、評価方式について検討すべきではないか。
- 国民本位の政策医療となるよう、患者等からの声を受け止め、NCの運営に役立てる仕組みを設けるべきではないか。
- 必要とされる医療の均てん化のあり方については、医療政策の中で順次整理していく必要があるのではないか。
- NCは国の責務を果たすために政策医療の牽引車であり続けることが必要であるが、求められる役割等が時代の要請に適應するよう必要に応じて見直す必要があるのではないか。
- 新たな政策医療については、現在NCが担当している領域から見て、どこにも属さないようなものに関しては、基本的には国立国際医療センターが担ってはどうか。
- 独立行政法人化後の各NCの名称や中期目標の設定については、本有識者会議の議論を踏まえ、検討に役立てることとしてはどうか。

- 高久座長 ・ 審議会の設置を検討するのではなく、審議会を設置すべき。
- 本田委員 ・ 組織間の連携を効率的にするため、審議会等の組織の位置付けを明確化すべき。
- 金澤委員 ・ 部会では組織のレベルとして低すぎる。
- 青木委員 ・ 審議会等における提言は、学術的な提言なのか、財政の問題も含んだ提言なのか。
- 高久座長 ・ 財政的な問題も含んだ提言が出来なければ意味がない。
- 廣橋総長 ・ 厚生労働省におけるNCの担当部署を明確にすべき。
- 本田委員 ・ 評価を行うには、組織の目標と評価のための指標が必要であるが、国民本位の仕組みを目標と評価に反映すべき。
- 大島総長 ・ 世界のトップクラスの研究成果を生み出すことを目的とすることと、国民本位の医療を目指すことは矛盾するのではないか。
- 笹月総長 ・ 目標の明確化を行うことで両立を図るべき。
- 辻本委員 ・ 国民に理解できない目標は意味がないので、学会などの意見を踏まえて国民の視点に立った目標を掲げて欲しい。
- 大島総長 ・ NCは、高齢者の在宅医療システムの構築等、今の医療の現状で欠けている部分を担うべきではないか。
- 笹月総長 ・ 大切な視点だと思う。

2007.6.25

厚生労働省医政局国立病院課  
NC組織再編検討準備室 御中

NPO法人ささえあい医療人権センターCOML  
理事長 辻本好子

2007年6月25日開催の国立高度専門医療センターの今後のあり方についての有識者会議に出席できないため、文書で意見を届けさせていただきます。本提案を議論に加えていただきますよう、なにとぞよろしくお願いいたします。

国立高度専門医療センターの今後のあり方についての有識者会議 報告（案）について

1. 2 ページ 3 行目に「各分野の推進が政策として定められており」とありますが、各分野の何の推進が政策として定められているのか、明確にしていきたいと思います。
2. 5 ページの中段に「なお、倫理性、透明性を確保しつつ」とございます。この項目は、「なお」書きで表現するものではないと思います。少なくとも、「とりわけ」といった表現が必要ではないでしょうか。
3. 7 ページの①の最後に、「情報開示、説明責任（透明性、倫理性についての）」の項を加えていただきたく思います。
4. 7 ページの②人材育成の最後に、「人材育成における相互批判（ピアレビュー）」についての項目を設けていただきたく思います。
5. 11 ページの中段に「とりわけ、NCの担う研究」から始まる1文が6行にわたって展開されている。さらに、「十分に応える必要がある」「十分に発揮できるよう」といった同じ表現が何度も出てくるので、整理していただきたく思います。

以上